

# 令和8年余市町議会第1回定例会会議録（第5号）

開 議 午前10時00分  
閉 会 午後 8時46分

## ○招 集 年 月 日

令和8年3月3日（火曜日）

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
副 町 長 渡 邊 郁 尚  
総 務 部 長 高 橋 伸 明

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

総 務 課 長 越 智 英 章  
財 政 課 長 高 田 幸 樹  
税 務 課 長 成 田 文 明

## ○開 議

令和8年3月18日（水曜日）午前10時

民 生 部 長 阿 部 弘 亨  
福 祉 課 長 大 森 直 也  
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 新 木 徹 也

## ○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長 7番 藤野博三  
余市町議会副議長 3番 岸本好且  
余市町議会議員 1番 山本正行  
" 2番 尾森加奈恵  
" 4番 佐藤剛司  
" 5番 内海富美子  
" 6番 庄巖龍  
" 8番 川内谷幸恵  
" 9番 土屋美奈子  
" 11番 茅根英昭  
" 12番 中井寿夫  
" 13番 ジャストミートあたる  
" 14番 大物翔  
" 15番 白川栄美子  
" 16番 寺田進

保 険 課 長 枝 村 潤  
環 境 対 策 課 長 佐々木大介  
総 合 政 策 部 長 橋 端 良 平  
政 策 推 進 課 長 荒 井 拓 之 介  
農 林 水 産 課 長 北 島 貴 光  
商 工 観 光 課 長 鈴 木 貴 之  
建 設 水 道 部 長 紺 谷 友 之  
建 設 課 長 井 上 健 男  
ま ち づ く り 計 画 課 長 二 木 二 郎  
水 道 課 長 (併) 下 水 道 課 長 後 藤 将 人  
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 小 黒 雅 文  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐々木孝太  
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也  
教 育 部 長 (兼) 社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭  
学 校 教 育 課 長 本 間 憲 明  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 小 林 武  
(併) 監 査 委 員 事 務 局 長

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○事務局職員出席者

## ○出 席 者

事 務 局 長 羽 生 満 広

議 事 係 長 中 山 達 郎  
書 記 寒 河 江 美 桜

審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

## ○議 事 日 程

- 行政報告
- 第 1 令和 8 年余市町議会第 1 回定例会付  
託 議案第 1 1 号 余市町特定乳児  
等通園支援事業の運営に関する基準  
を定める条例案  
(民生教育常任委員会審査結果報告)
- 第 2 令和 8 年余市町議会第 1 回定例会付  
託 議案第 1 号 令和 8 年度余市  
町一般会計予算
- 第 3 議案第 2 号 令和 8 年度余市町介  
護保険特別会計予算
- 第 4 議案第 3 号 令和 8 年度余市町国  
民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 4 号 令和 8 年度余市町後  
期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 5 号 令和 8 年度余市町水  
道事業会計予算
- 第 7 議案第 6 号 令和 8 年度余市町下  
水道事業会計予算(以上 6 件、令和  
8 年度余市町各会計予算特別委員会  
審査結果報告)
- 第 8 議案第 1 0 号 余市町職員給与条例  
の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 1 2 号 余市町国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 1 3 号 余市町街路灯設置補  
助金交付条例の一部を改正する条例  
案
- 第 1 1 議案第 1 6 号 余市町過疎地域持続  
的発展市町村計画の変更について
- 第 1 2 議案第 1 7 号 工事請負契約締結事  
項の変更について
- 第 1 3 議案第 1 8 号 余市町固定資産評価

- 第 1 4 議案第 1 9 号 余市町固定資産評価  
審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて
- 第 1 5 議案第 2 0 号 余市町固定資産評価  
審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて
- 第 1 6 議案第 2 1 号 余市町監査委員の選  
任につき同意を求めることについて
- 第 1 7 議案第 2 2 号 余市町教育委員会教  
育長の任命につき同意を求めること  
について
- 第 1 8 決議案第 1 号 広報広聴特別委員会  
設置に関する決議
- 第 1 9 意見案第 1 号 大規模な再生可能エ  
ネルギー発電事業の適正導入と、許  
認可手続において地域意見を反映す  
ることを求める要望意見書
- 第 2 0 ジャストミートあたる議員に対する  
懲罰の動議
- 第 2 1 閉会中の継続審査調査申出について

---

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和 8 年余  
市町議会第 1 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長(藤野博三君) 昨日議会運営委員会が開  
催されましたので、その結果について委員長から  
の報告を求めます。

○11番(茅根英昭君) 昨日委員会室におきまし  
て議会運営委員会が開催されましたので、その審  
議経過並びに結果につきまして私からご報告申し

上げます。

昨日は、委員7名の出席の下、説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件であります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告7件、議案6件、決議案1件、意見案1件、閉会中の継続審査調査申出について、他に行政報告であります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和8年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第1、議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和8年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第2、議案第1号 令和8年度余市町一般会計予算ないし日程第7、議案第6号 令和8年度余市町下水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、令和8年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第17号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第18号ないし日程第15、議案第20号、以上3件につきましては、いずれも余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第21号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第22号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議につきましては、議員発議でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、意見案第1号 大規模な再生可能エネルギー発電事業の適正導入と、許認可手続において地域意見を反映することを求める要望意見書につきましては、議員発議でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（藤野博三君）** 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告7件、議案6件、決議案1件、意見案1件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告7件、議案6件、決議案1件、意見案1件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

**○議長（藤野博三君）** 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

**○町長（齊藤啓輔君）** ふるさと納税寄附者情報の誤公開について。

ふるさと納税寄附者情報の誤公開について行政報告をいたします。本件の概要としましては、新聞報道等でご承知のとおり、株式会社ユニメディアが提供するポータルサイト、ふるさとプレミアムを利用して本町にご寄附をいただいた方より情報を非公開として寄附したにもかかわらず、その内容が公開されているとの連絡があり、これを受け状況確認したところ、3月9日の時点で同様の事態が約1,500件発生していることが判明したものでございます。原因は、ふるさとプレミアムの管理システムのバグによるもので、本来非公開とされるべきデータが公開で処理されていたものであり、公開された内容は寄附者の氏名、都道府県名及び市町村名までの住所及び寄附金額でございます。これを受け、本町は速やかに公開情報の削除作業を開始し、ユニメディア社に対しては詳細な原因の究明及び報告書の提出などを求める抗議文の送付、さらには事案の公表、国の個人情報保護委員会への報告、今後の対応についての顧問弁護士への相談、対象寄附者へのおわびの書面の送付などを行ってきたところでございます。

なお、本件の原因は、ユニメディア側のシステム瑕疵にあるものの、行政機関としての監督責任があることを真摯に受け止め、再発防止に努めるとともに、ご寄附いただいた方に対しては今後誠実に対応してまいりたいと存じます。今回の事案により、寄附者をはじめ、議員各位並びに町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけし、町政の信頼を損ねたことに対しましては深くおわびを申し上げます。今後再発防止に向けて全力を傾注してまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、今期定例会におい

て付託に関わる日程第1、議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

この際、民生教育常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） ただいま上程をされました令和8年余市町議会第1回定例会において民生教育常任委員会に付託されました議案第11号 余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案につきまして、その審査の経過並びに結果につきまして私のほうからご報告を申し上げます。

委員会の開催年月日、出席委員、説明員等につきましては、お手元に報告書が配付をされておりますので、報告を省略をさせていただきます。

このたびの条例の主たる内容につきましては、子ども・子育て支援法の改正により市町村が特定乳児等通園支援事業の運営基準を条例で定めることが求められていることを受け、余市町として必要な基準を整備するものでございます。

以下、審査の結果における質疑等の内容について、その主なものをご報告申し上げます。本条例案の審査については、申込みを受けた場合、正当な理由なく拒否してはならないとあるが、正当な理由とは何か。苦情、事故記録の5年間の保存とは5年たったら削除をするのか。自治体の任意で7年、10年保存できるのか。制度の名称で勘違いをする可能性があるため、自治体独自で説明をつけることはできるのか。自己評価と外部評価の実施、公表を定期的にするものの期間と頻度はどの程度か。外部評価は誰が行うのか。どのような形で公表するのか。食事の提供に関する費用は、別に請求することを希望した場合、給食も提供されるのか。余市町民が里帰りして出産をして6か月たった子供を町外の施設に預ける場合、逆に余市町に里帰り出産に来ていて余市町の施設に預ける場合の受入れはどのようにになっているのかとの質疑

に対し理事者側からの答弁といたしましては、既  
に受け入れている子供の年齢や人数、現場の配置  
等により、預かることによりリスクが高まる場合  
等は正当な理由として拒否ができる。最低5年間  
は保存するという意味である。乳児等通園支援事  
業、特定乳児等通園支援事業では、実際に利用さ  
れる方が分かりづらい部分があるため、大きい表  
題としては子ども誰でも通園制度として周知を取  
り進めたい。評価のタイミングは1年が終わって  
からになる。外部評価は、子ども・子育て会議の  
中で保育施設に関わらない学校の先生やPTAの  
連合会の方、児童委員等にさせていただく。公表は、  
それぞれのホームページや施設において評価を掲  
示する想定。町立での受入れは9時から11時、15時  
から17時までのため、食事は費用はかからない想  
定である。制度を利用するに当たり、国で用意し  
た総合システムを活用しなければ利用できない制  
度となっており、余市町在住の方が里帰り出産す  
る場合は余市町で登録を済ませてから里帰り出産  
先の市町村で手続をすれば全国どこでも利用でき  
るというシステムになっております。逆に、余市  
町に里帰り出産する場合は、現在住んでいる市町  
村で登録をし、認定がされれば余市町の保育所  
でも利用が可能となるとの答弁がなされたところ  
でございます。

これらの審査経過を踏まえ、採択に付したと  
ころ、令和8年余市町議会第1回定例会において民  
生教育常任委員会に付託されました議案第11号  
余市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基  
準を定める条例案につきましては、全会一致をも  
って原案のとおり可決をしたとの結論に至った次  
第でございます。

各議員におかれましては、ご審議、ご決定賜り  
ますようお願い申し上げます、民生教育常任委員会の  
審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりま  
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに  
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町特定乳児等通園支  
援事業の運営に関する基準を定める条例案は、委  
員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（藤野博三君） 次に、今期定例会におい  
て付託に関わる日程第2、議案第1号 令和8年  
度余市町一般会計予算、日程第3、議案第2号 令  
和8年度余市町介護保険特別会計予算、日程第4、  
議案第3号 令和8年度余市町国民健康保険特別  
会計予算、日程第5、議案第4号 令和8年度余  
市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議  
案第5号 令和8年度余市町水道事業会計予算、  
日程第7、議案第6号 令和8年度余市町下水道  
事業会計予算の以上6件を一括議題といたしま  
す。

この際、令和8年度余市町各会計予算特別委員  
会委員長から審査結果の報告を求めます。

○9番（土屋美奈子君） 今期定例会において令  
和8年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に  
関わる議案第1号 令和8年度余市町一般会計予  
算外5件について、その審査の経過並びに結果に  
ついてご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和8年3月9日開催の本会  
議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員  
長の選任が行われた結果、委員長に不肖私土屋が、

副委員長に茅根委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告を申し上げます。まず、議案第1号 令和8年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和8年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和8年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和8年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和8年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和8年度余市町下水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、令和8年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対する討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） ただいま議題となっております令和8年度余市町一般会計予算に対して反対の立場より討論を行います。

本予算案は、齊藤町長2期目の締めくくりとなるものです。この8年間手法はともかく本町の財政状況は好転し、産業も特定の分野を中心に伸長、場所によってはまるで外国の農村地域を見ているようだと言われるほどに変貌を遂げました。知名度、ブランドという点においてもこれまで以上に余市の名が浸透し、分野によっては強力な足場を築きつつあるとも聞きます。加えて、特に子育て政策においても学校給食の無償化、乳幼児医療の高校卒業までの無償化、不妊治療、男性向けHPVワクチンへの助成、5歳児健診の実施、高齢者個別健康指導訪問など、必要性が高いが、独自に実施できてこなかった分野を事業化してきています。その一方で、医療、保育、介護、福祉をはじめとした地域を支えるために不可欠な人々が決定的に不足しています。たとえ出産祝い金を増額しても新たに子供を増やそうと思うインセンティブにはならないし、子供の預け先が逼迫していけば保護者は困ります。産業の勃興、誘致が進んでも親の介護を支える人々がいなければ介護離職をせざるを得ません。

私は、予算委員会の質疑を通じて出産祝い金の増額などを見送る代わりに奨学金返済プログラムを多階層化し、人を呼び戻すことに注力すべしと訴えましたが、お金だけが問題ではないとのことでした。町は、これまで保育人材などの採用活動を強化してきましたが、悲しいかな、当の学生層からは札幌以外に興味なしとみなされているという大変つらい話も一例として紹介されていました。逆に聞きたい。あれだけ産業分野で大規模なプロモーションを行い、町職員をはじめ、地域の人々が一生懸命働き、余市の名は世界に広まったと喧伝されている一方で、どうしてエッセンシャ

ルワーカー一人獲得できず、見向きもされない状況なのでしょうか。今町内は、こうした事例のほかにも様々な形での乖離を抱え、地域としての上手な一体感が醸成できずにいるのではないのでしょうか。それが自分には関係ないという言葉に代表される疎外感を生んでいるのではないのでしょうか。

かつてニッカが危機に陥っていたときのことを思い出してください。町中の人々がニッカは自分たちが守るのだとほかの酒を捨ててもニッカを求め、自分たちなりにできることを積み重ねて危機を救おうと立ち上がりました。これは、地域社会や地域ブランドの最後の守り手は地元の人々なのだということを示した好事例ではないのでしょうか。今我が町にそうした空気や熱気はあるのでしょうか。たとえ富裕層を喜ばすことができても保育士や介護士は増えません。給付よりも環境整備に軸を置き、地域社会をもう少しバランスよく整えていくことを強く求め、また議員各位の賛同を求め、私の討論とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和8年余市町議会第1回定例会付託、議案第1号 令和8年度余市町一般会計予算について、明政会を代表し、賛成という立場で討論を行います。

令和8年度余市町一般会計当初予算は112億円で、前年度当初予算対比4億円、3.7%の増となっており、財源別の状況を見ると自主財源では町税、前年度予算対比4,887万円の増加、繰入金で2億8,944万円の増の12億7,124万円となっており、これらの財源を活用して様々な新規事業や拡充事業、そして継続事業が進められる予算策定となっております。

繰入金12億7,124万円のうち、余市町ふるさと応援寄附金基金から繰入金が9億6,519万円となっており、前年度対比2億81万円の増加となり、そ

の大部分を占めております。ふるさと応援寄附金は、令和7年度は総額で16億円程度と予想されており、増加の一途をたどっていることは評価すべきものと考えます。今後もふるさと応援寄附金が安定的に継続、実現していくことに向けた施策が実行されることを強く望むところでございます。

さらに、新規事業等を遂行するために政策予算を策定しようとするに当たっては、裏づけとなる財源をどのように確保していくか、町長、副町長、全職員の腕の見せどころであります。その意味においても町長並びに財政担当部門の調整力に深く敬意を表するところでありますが、財政の弾力性を表す経常収支比率については今後において改善と持続可能な財政基盤の確立に向け、さらなる努力が求められるものと考えています。

今年度本町の戦略的ブランディングとマーケティングをさらに推進し、展開していくことは余市町の様々な業種にさらなる発展を推進し、経済循環の活性化と関係交流人口の増加に大きく寄与していくものと大いに期待されるところでございます。

一方、社会保障制度の一環として生活困窮者、障害者、高齢者などに対し生活を維持するため援助、支出する扶助費については約18億円で、前年度予算対比で見ると約1億円増加しており、できる限りでの拡充、継続した手厚い予算措置となっていると理解しております。

令和8年度町政執行では、未来に向けて住みやすい町をつくるために次世代の可能性を引き出す、資源を最大限に有効活用し、町を持続、発展させる、この激動する社会に対応すると3つの指針が掲げられておりますが、その中にこれまでの概念にとらわれずという文字があり、強く強く期待しております。

以上、明政会といたしましては、令和8年度余市町各会計予算特別委員会における審査経過を踏まえ、令和8年余市町議会第1回定例会付託、議

案第1号 令和8年度余市町一般会計予算につきましては賛成すべきであるという結論に達したものであります。

以上、明政会を代表し、賛成討論を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤野博三君） それでは次に、賛成討論の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 本予算案に賛成の立場で討論いたします。

まず、本予算は、物価高騰が続く厳しい社会経済状況の中において住民生活の安定を図る施策と将来に向けた必要な投資の双方に目配りした編成であると感じました。まず、入湯税、これまで数年にわたって未回収となっていた入湯税について令和7年度において39万4,000円の回収が実現された点は大きな前進であります。これは、単なる一時的な歳入増にとどまるものではなく、未収金対策の具体的な成果であり、入湯税の本来の機能を回復した点を重く受け止めるものであります。また、この実績は、徴収体制の改善を示すものであり、令和8年度においても安定的な入湯税確保につながることを期待するものであります。

あわせて、学校給食費保護者負担軽減助成金について前年度6,400万円から8,266万円へと増額された点は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への直接的な支援として実効性の高い施策であるとともに、予想外の物価高騰の中での安定的な教育提供の必要な余力であります。そして、日常的に発生する給食費への支援は、住民生活に直結する重要な取組であるからです。さらに、出産に伴う第3子以降への100万円の給付を柱とする子育て支援倍増計画については、町の独自性と積極性を示す施策であり、人口減少対策及び定住促進の観点からも意義があり、注目度の高い取組と考えます。

一方で、歳入においては、繰入金が12億7,000万円、全体の約1割を占めている状況にあり、財政運営としては一定の注意を要する側面があることも認識する必要があります。ふるさと納税基金は、右肩上がり好調ですが、さきの報道にもあったように突発的な事故も起きてしまいます。好事魔多し、転ばぬ先のつえ、いつまでもあると思うなふるさと納税。

また、歳出において民生費、衛生費、教育費といった住民生活に直結する分野の支出が増加している点については、必要な施策の着実な実施であるとして受け止める一方で、将来的な負担については十分に注目しなければならないと考えます。例えば申しますと、年間400万円の生活費の家族が生活のために貯金を前年度は36万円切り崩していたものを45万円まで増やし、子供の教育、病院代、親の介護、病気、災害の備えにしているようなものと考えられませんか。少し不安を感じます。しかし、現状においては、物価高騰への対策や子育て支援の強化といった課題に対し、適切に対応した攻めの予算編成であると判断いたします。

今後においては、未収金対策の継続的な強化に加え、情報公開を徹底し、持続可能な財政運営に努めることを求めています。

以上の理由により、本予算案に賛成いたします。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和8年度余市町一般会

計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数であります。

よって、議案第2号 令和8年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

**○13番(ジャストミートあたる君)** 国民健康保険特別会計について反対討論いたします。

私は、本議案である国民健康保険特別会計に対し、制度の透明性と住民負担の在り方に重大な疑問があることから、反対の立場で討論いたします。

まず、国民健康保険は、本来医療保険制度として設計されたものであります。しかし、現在の制度を見ると、国民健康保険税の中には医療分だけではなく、後期高齢者医療制度を支える支援金や介護保険への納付金など複数の制度の負担が含まれております。つまり住民から見れば1つの国保税として徴収されているものの、その実態は複数の制度の財源が混在した構造となっております。このような制度構造は、住民にとって極めて分かりにくく、負担の性格を見えにくくしているものと言わざるを得ません。

さらに、現在政府は、新たに子ども・子育て支援金を医療保険制度に上乗せする仕組みを導入しようとしております。政府は、この支援金を税で

はなく抛出と説明していますが、実態としては医療保険料や国民健康保険税と同じ枠組みの中で強制的に徴収される負担であります。法律上は、抛出と整理されているとしても住民から見れば拒否することのできない強制的な負担であり、税と社会保険の境界が極めて曖昧になっていると言わざるを得ません。私は、子育て支援の必要性そのものを否定するものではありません。しかし、だからこそ財源の在り方は国民及び住民に対して透明であるべきであり、制度の仕組みが理解しやすい形で説明されるべきであります。国民健康保険特別会計は、医療保険制度として住民生活に直結する重要な制度であります。その制度の中に次々と新たな負担を積み重ねるような構造をつくることは、制度への信頼を損なうおそれがあります。

以上の理由から、国民保険特別会計に対し、制度の透明性及び住民負担の在り方に重大な疑問があると判断し、本議案に反対するものであります。

以上、反対討論といたします。

**○議長(藤野博三君)** 次に、賛成討論の発言を許します。

**○11番(茅根英昭君)** 議案第3号 令和8年度余市町国民健康保険特別会計予算について明政会として賛成の立場から討論いたします。

健全な財政運営と効率化の推進、本予算案は総額23億8,000万円で、前年度比6,690万円、2.7%の減額となっており、これは北海道における都道府県単位化のスケールメリットを生かした事務事業の効率化や医療費の適正化に向けた適切な運営が反映された結果であり、健全な財政運営を維持しようとする町の姿勢を評価いたします。負担の公平化と負担軽減策の両立、保険税水準の全道統一化に向けた取組を進め、被保険者間の負担の公平化を図る一方で、低所得者や未就学児の保険税軽減、さらには産前産後期間の減額措置に対する一般会計からの繰入れ1億8,678万円もしっかりと確保されております。制度の持続可能性を追求し

つつ、社会的配慮が必要な層へのサポートが継続されている点は極めて重要です。今年度より新たに将来に向けた備えとして、国民健康保険事業基金が設立され、基金積立金が計上されました。これにより、将来的な医療費の急増等不測の事態に対する財政的なバックアップを確保しようとする取組は、町民の皆様の安心に直結するものと考えます。

以上のとおり、本予算案は限られた財源の中で制度の安定運営と町民生活への配慮、そして将来への備えを両立させた適切な内容であると確信し、明政会を代表し、賛成の討論といたします。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和8年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和8年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり

決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和8年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和8年度余市町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第8、議案第10号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第10号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明いたします。

改正の内容につきましては、令和7年人事院勧告において通勤のため自動車等を使用する職員が

勤務先で駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに対し、一月につき5,000円を超えない範囲で一月当たりの駐車場等の料金に相当する額を規則で定め、通勤手当として支給することとする改正がされたところであります。本町職員におきましても国に準じ同様の措置を行うべくご提案する次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第10号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例の一部を改正する条例。

余市町職員給与条例（昭和26年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「同項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の

額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第10号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

この旧条例が一部改正されることによって、本町余市町においてどのような場合が想定されていますでしょうか。場所、それから各施設に伴う職員の状況というのは、把握されていますでしょうか。

○総務課長（越智英章君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁を申し上げます。

本町におきましては、民間の駐車場、料金を伴う駐車場を利用した職員は今のところいないものと思っておりますけれども、国のほうの改正に合わせまして本町の条例も整備をしておくこととございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前11時00分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(藤野博三君) 日程第9、議案第12号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(枝村 潤君) ただいま上程されました議案第12号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして

は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により医療保険者が子ども・子育て支援納付金を国に拠出することとされたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第2号)により国民健康保険においても当該納付金の費用に充てるための国民健康保険税の税率等の設定を行うものでございます。また、医療給付分に係る賦課限度額及び低所得者軽減措置の改正も示されたことから、当該内容も併せて所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、新たに子ども・子育て支援納付金課税分を設け、北海道が示す統一保険料を適用し、所得割額0.29%、均等割額1,000円、18歳以上被保険者均等割額100円、平等割額1,000円及び限度額3万円の税率を設定するものでございます。あわせまして、基礎賦課分の限度額を66万円から67万円に引き上げる改正及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額について5割軽減の算定における被保険者の数に乘すべき金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の算定における被保険者の数に乘すべき金額を56万円から57万円に引き上げることに改正されたことから、余市町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例(平成11年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金という。）」

の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第4条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条第1号中「第9条」を「第8条の2、第11条の4」に改める。

第9条を第8条の2とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第11条の2を第10条の2とし、同条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第11条 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第11条の2 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第11条の3 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第11条の4 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

（2） 特定世帯 500円

（3） 特定継続世帯 750円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第23条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第5号中「第10条」を「第9条」に改め、同項第6号中「第11条」を「第10条」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3

の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第10条」を「第9条、第11条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 委員会でもいろいろ質問させていただきましたが、整理と確認のためにいま一度質問させていただきます。

まず、政府は、これ税ではない、拠出だと言っているわけです。こども家庭庁に確認済みです。改めて問わせていただきます。これは、税ですか、税ではないですかという質問です。

次に、医療保険に子育ての財源を加えるという問題、医療と子育ては別制度という批判に対してどう答えますでしょうか。

次に、子供がいない世帯、独身、高齢世帯にも負担を強いる、保険というものは掛けたものが少なからず自分に返ってくるものと思われるが、そうでない状況にあります、この保険税は。なので、そこに対しての明確な説明と、また納得のいく説明をしていただきたい。

これ実は人数が多い世帯ほど負担が大きく、所得に加えて均等割方式で徴収という認識で合っていますでしょうか。

それと、減免期間について、これ委員会でもいろいろと時間かかって説明が二転三転したと思われれますが、後期高齢者医療制度に変わった特定世帯と特定継続世帯についての減免期間について改めて明確にご説明ください。

余市町に関して特定世帯と特定継続世帯、これ委員会で分からなかったのですが、改めてお聞きしたいと思います。

それと、2015年に子ども・子育て拠出金ということで企業負担で導入されました。これが徴収可能となって、そう見ると否や国民負担にするわけです。保険料形式で徴収と、増税審議通さなくていいと、これは漸進拡大型負担制度というものです。政府の見積りを申し上げますと、個人

の金融資産2,140兆円プラス企業の金融資産で9,700兆円、対外純資産は418兆円以上、外貨準備高も190兆円以上、経常収支も20兆円の黒字ということが説明されております。取るべきところは、幾らでもあるわけです。そこで、個人の金融資産にまで手をつけるのはいかがと思いますが、取るべきところは幾らでもあるし、政府もお金ないわけではない、なぜ国民、町民の負担を強いるか、この必要性というものをご説明いただきたいと思っております。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁させていただきます。

質問が多岐にわたっておりまして、答弁漏れがありましたらご容赦いただきたいのですが、何点か重複する部分もありますので、お答えさせていただきます。

まず、根拠法令等に関わって税かどうかという部分、予算委員会でもご説明させていただいているところがございますが、今回提案いたしております国民健康保険税条例の改正に今提案しています子ども・子育て支援納付金分が課税される取扱いとなりますから、本町におきましては税という扱いで区分しておりますし、医療保険にその子育て部分が同じくして徴収されるという部分に疑念を抱かれている部分がございますが、そもそも国民健康保険、議員がおっしゃるとおり医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分と様々といえますか、今3点の区分でされていまして、それぞれに意味合いを持って徴収させていただいている部分でございますので、医療保険、子ども・子育て……

○議長（藤野博三君） 枝村課長に申し上げます。

もう少し大きな声でお願いします。

○保険課長（枝村 潤君） 国民健康保険の仕組みを使って徴収するという部分は、繰り返しになるかもしれませんが、国のほうでの制度の創設から始まっておりまして、その部分で医療保険で

子ども・子育てに関わる財源を徴収するという部分のご理解いただけない部分は、その制度の仕組み上、こういった形で私どもも国、道から指示をもらって立てつけていますので、ご理解願いたいと存じます。

また、独身の方からという部分もお話ありましたが、その部分は社会全体で子育て世帯を助成していきましようという仕組みでございまして、そもそもそういうお話もある部分は聞こえておりましたが、繰り返しになりますが、社会全体で支えると。子供に今財源を投入することで行く行くは社会保障費全体で軽減が図られると。ですから、負担している方にも恩恵が受けられるというような仕組みでそういう制度を創設したものと捉えております。

また、均等割、平等割という部分で世帯員の数が多ければというお話ございましたが、当然成人であれば、世帯の人数が多ければ課税額は多くなるものでございます。

さらに、軽減の部分で特定世帯というお話ありましたが、直近の世帯数で把握してございますが、2月時点の数値でございまして、特定世帯は228世帯、さらに特定継続世帯は26世帯というふうな状況でございます。

ご質問の最後にありました国の財源の部分で子育て支援に回せる部分あるのではないかというようなお話ございましたけれども、今回といえますか、この子ども・子育て支援納付金の仕組みにつきましては先ほども答弁させていただきましたけれども、社会全体で子育て世帯を支えようというような制度になってございますので、ご理解いただければと思います。

また、申し訳ございません、減免の期間の部分でございまして、特定世帯として減免になる部分は平等割が半額になる部分がございますが、それが5年間ということになっています。特定継続世帯の減額につきましては、平等割が4分の3とい

うことで、これは3年間ということで規定されて運用している部分でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） ご答弁ありがとうございます。最初の税か税ではないかの議論なのですが、あの後ちょっと調べまして、自治体によって保険料で取るのと保険税で取るの違いがあるということですが、本町は税で取っているということで、理由は何でしょうか。この明確な料で取らないで税で取るということについて理由を詳しくお聞きしたいと思います。

批判にどう答えるかというより、社会全体で支えるという耳触りのいい言葉を言えば、みんなお金を払うだろうという目算でどんどん、どんどん加算されていくのだなと思います。そこをいかに、私これ増税だと思っているので、この増税というのはそろそろ歯止めをかけなければいけないと思っているので、これからは増税に対して私は全部批判的にいってみたい所存でございます。国保税の負担でか過ぎということで、初年度6,000億円、8,000億円、1兆円と増え続けるこの制度でございます。10年度にはどうなるか、皆さんそろそろそうなるかと不満が出てくるのではなからうかと思えますが、この1兆円まで増やすという、何でこれ増えていくのですか。最初の6,000億円、8,000億円、1兆円というなら、6,000億円で止めておけばいいのに何でこれ1兆円まで広がるのでしょうか。段階的に増えていくのは納得がいかないので、これについても今説明いただきたいというのと、あと減免期間について最大8年の軽減ということで確認取りたいと思います。最大8年かどうかというのを明確に言っていただきたい。

それから、特定世帯、特定継続世帯の数については了承しました。確認できました。

これは、取るべきところは幾らでもあるのに国民から取るという、これも社会全体で子供を育てていこうということで子育て世帯にも負担を強い

ると。うちにも来ます。これを私は納得していませんが、先ほどの説明だとやっぱり納得いかないのです。やはり子育て世帯から取るべきではないと思うのですが、そこら辺も政府は何と言っているのか、どういうふうに保険課として説明するのか、改めて聞きたいと思います。お願いします。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

再度税の理由という部分で、料と税のお話がございました。ここの部分につきましては、申し訳ございません、正確な年数まではあれですけれども、ちょっと押さえていなかったのですけれども、国民健康保険制度が始まった段階でその選択というものはあったかと存じています。今料とおっしゃいましたが、保険料として徴収している自治体については大都市圏が多数ございまして、逆に税で徴収しているのが町村、小規模という部分でございます。その徴収に当たって組織上、税で徴収する部分、料で徴収する部分というのが、小さい町では料で徴収する部分はちょっとかなわなかったのかなというような、これは推測でございますが、そういった形で成り立っている部分でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

減免期間の部分で先ほどお話しさせていただきましたが、ここについては特定世帯の減免が5年間、特定継続世帯が3年間ということで、計8年間ということでご理解いただければと思います。

さらに、国民健康保険制度の部分で、こういった仕組みの部分でもご理解いただけない部分がございますが、これは繰り返しになるかと存じますが、この子ども・子育て支援納付金制度の創設に当たってはもう既に国において制度設計されている部分でございまして、国民健康保険制度という部分では様々な問題点は抱えている部分があるかと存じます。被保険者が高齢であったり、

低所得であったりという部分では問題はあるかと存じますけれども、様々それに関わっては負担軽減の部分での取扱いもできるものはさせていただいています。ただ、これについても国の制度の中でうちの国民健康保険も運用しているという部分でご理解いただければと存じますので、よろしくお願いたします。

(「議事進行」の声あり)

○13番(ジャストミートあたる君) 6,000億円、8,000億円、1兆円って増えていくところの、なぜこれが増額されていくのかの説明のところは抜けていたと思いますが。

○保険課長(枝村 潤君) 答弁漏れがありまして、申し訳ございません。

13番、ジャストミートあたる議員からのご質問ですが、国の財政規模の部分でどうして上がっているかという部分、それはこちらでは具体的にどうだという部分ではないのですけれども、制度の立てつけ上そういうふうな形で試算されておりますし、これまで既に企業から徴収されているというお話もありましたが、この8年度に制度が始まる前に既に児童手当の拡充ですとか、そういった部分、納付金を財源とすることなく制度が動いている部分あります。そこに公債、借入金が入っている部分でございますので、そういった部分の償還含めてこれから制度が設計されている、試算されているものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○13番(ジャストミートあたる君) なぜ余市町が税でこれを徴収しているのかという明確な答えは、想像の域を脱しないということでございますが、これ簡単で、大きいところが料で取っているのは納める人が不安定だからです。小さいところは、なぜ税でやるかという、税のほうが強制力が強いからです。つまり罰則も強ければ強制力も働く、税は怖いからです。だから、税にするとみんな納めやすいのです。だけれども、大きいとこ

ろでやると反発が強いから、小さいところは税、大きいところは料でやっているわけでございます。私が調べた結果、そういうふうに出てまいりました。なので、これを税で取るのは、やはり私は納得いかない、やっぱり料で取るべきではないかなと思います。

それと、全体的にご説明聞いたら国が決めたから仕方ないというご意見が多かったような気がしますが、それについて再認識、つまり税か料ではないかのなぜ本町が税であるかという今の私の説明についてどういうふうなお答えするか、最後によりしくお願いします。

(「議事進行」の声あり)

○6番(庄 巖龍君) ただいまの上程案につきましては、国で定めるところの最高法規である憲法となっております、国のほうで決められた条例でございます。一自治体の課長が国の法律について解釈論をどうのこうの言うようなことではございませんので、これは提案理由につきまして課長の権限において国の法解釈を一々説明するような問題では全くないと思います。よって、答える必要は私はないと思いますが、その辺につきましては議長のご判断に委ねたいと思います。

○議長(藤野博三君) 今庄議員のほうから発言ございました。ですので、町として答えられる範囲で答弁していただければいいと思いますので、よろしくお願いたします。

○民生部長(阿部弘亨君) 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問について私のほうから答弁いたします。

税か料かの部分で当然余市町が選択したということですが、保険制度でございますから、受診率が高くなれば当然収納に関してもより高い収納率が求められる、でないと保険として立ち行かないというのがありますから、当然徴収の率を高めなければならないというのがあったと思います。その収入を高めるものとして、保険料で取

るよりも保険税で取るほうが当然その率も高めやすい、あとさつき課長のほうでも言いましたけれども、当然町村の規模で、料でやるとその料を納める、それから督促する、それから処分するだとかというような部分を国保の担当のほうで全部行わなければならないというのはありますけれども、税で取ると税の部門でできるという、そういう町村の規模で体制の部分とかというのもあると思いますし、税で取ることによって徴収力を上げるという部分はありますし、保険というのが市町村単位でやっていたということの裏づけとして税として納めてもらうというところもあったと思います。そういうことをいろいろ加味して当時保険料とするのか保険税とするのかということで保険税を選択したというふうに思っています。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対討論をいたします。

私は、本議案である子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金に伴う条例改正について制度の財源構造及び住民負担の在り方に重大な問題があると考え、反対の立場で討論い

たします。

本条例改正は、子ども・子育て支援法に基づき医療保険制度を通じて子ども・子育て支援納付金を負担する仕組みを導入するものであります。政府は、この負担を税ではないと説明し、拠出という言葉を用いております。しかしながら、その実態を見ると、医療保険制度に上乘せされ、広く国民から強制的に徴収される負担であり、住民から見れば新たな公的負担が増えることには変わりはありません。形式上は、拠出とされているとしても拒否することができない負担である以上、その性格は極めて税に近いものと言わざるを得ません。特に国民健康保険においては、多くの自治体が地方税法に基づく国民健康保険税方式を採用しております。本町においても同様であり、住民にとっては国民健康保険税という枠組みの中で新たな負担が組み込まれることとなります。制度上の整理がどうであれ、住民から見れば負担が増えるという事実には変わりはありません。私は、子育て支援の必要性そのものを否定するものではありません。少子化が進む中で子育て政策の充実は、重要な課題であります。しかし、だからこそ財源の在り方は、国民及び住民に対して正面から説明されるべきであり、税なのか保険なのか、その制度の性格を曖昧にしたまま新たな負担を導入することは制度の透明性を損なうおそれがあります。税ではないと説明しながら、実質的には広く国民から徴収される新たな負担を導入することは、住民の理解を得る上でも慎重であるべきだと考えます。制度の目的が重要であるからこそ、財源についても明確で公正な議論が必要であると考えます。

以上の理由から、本条例改正には制度の透明性及び住民負担の説明責任の観点から重大な疑問があると判断し、本議案に反対するものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 議案第12号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対し、明政会を代表しまして賛成の立場から討論を行います。

本案は、国の子ども・子育て支援法等の改正に呼応し、持続可能な社会保障制度の構築と少子化対策の強化を目的とした極めて重要かつ合理的な改正であると判断いたします。以下に賛成とする主な理由を3点述べます。

1、子ども・子育て支援金制度への円滑な移行。子供は日本の宝であり、余市の宝でもあります。今回の改正の大きな柱は、令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金に関わる課税分の新設です。これは、社会全体で子育て世帯を支えるという全世代型社会保障の理念に基づくものであり、本町においても制度の円滑な施行を期すために国や北海道が示す指針に準拠した適切な対応であると評価いたします。

2、次世代を担う子供たちへの攻めの支援。税率の新設という側面がある一方で、特筆すべきは子育て世帯への徹底した負担軽減措置です。18歳未満の被保険者に関わる均等割額を実質的に全額減額するという規定で、出産前後の被保険者に対し所得割、均等割を免除する措置、これらは少子化という緊迫した課題に対し経済的不安を直接的に解消する実効性の高い施策であり、高く高く評価すべき点です。

3、低所得者層に対するセーフティーネットの堅持。医療給付分の賦課限度額を引き上げる一方で、低所得世帯に対する軽減判定所得の基準額も同時に引き上げられております。5割軽減の基準を30万5,000円から31万円、2割軽減の基準を56万円から57万円へ、これにより物価高騰の影響を強く受ける層への税負担を相対的に緩和しており、受益と負担の公平性を保ちつつ生活者への目配りがなされた内容となっております。

以上のとおり、本改正案は国の法的義務を果た

すのみならず、本町における国民健康保険制度の安定運営と次世代支援の充実に大きく寄与するものであると確信いたします。町民が将来にわたって安心して医療を受けられ、かつ子育てに希望を持てるまちづくりの一步となることを期待し、子供さんたちも余市の宝でもあり、かけがえのない余市の財産であると確信し、明政会を代表し、以上賛成の討論といたします。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第12号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

---

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（藤野博三君） 日程第10、議案第13号 余市町街路灯設置補助金交付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第13号 余市町街路灯設置補助金交付条

例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます条例案につきましては、主に区会などで所有している街路灯に対しまして、これまでも街路灯の新設や省エネルギー型の街路灯に更新する際には条例により補助金を交付しておりますが、補助金の交付対象を拡大し、街路灯の維持管理を円滑にするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町街路灯設置補助金交付条例の一部を改正する条例案。

余市町街路灯設置補助金交付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町街路灯設置補助金交付条例の一部を改正する条例。

余市町街路灯設置補助金交付条例（昭和40年余市町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は更新」を「更新し、若しくは修繕」に改める。

第2条に次の1号を加える。

（5） 修繕 不具合が生じた街路灯の機能、照明状態を回復する措置をいう。

第3条第1号中「又は更新」を「、更新又は修繕」に改める。

第5条第2項を削る。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第13号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町街路灯設置補助金交付条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第11、議案第16号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進課長（荒井拓之介君） ただいま上程されました議案第16号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年間を計画期間として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき本町における計画を策定し、議決をいただいたところでございます。なお、当該計画を変更する

場合には、特別措置法第8条第10項の規定に基づき当該自治体議会の議決を経た上で、主務大臣に計画を提出することとされているものでございます。このたびの変更につきましては、現計画の計画期間、令和3年度から令和7年度までを令和8年度から令和12年度までに変更し、それに伴う計画中の数値、文言等の時点修正、さらには来年度以降において実施する事業について過疎対策事業債の申請が可能となるよう13の事業を新たに計画に追加いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第16号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和8年3月3日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

余市町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更する。

1 基本的な事項の（1）余市町の概況の①余市町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要のア自然的条件中「140.59」を「140.62」に改め、②余市町における過疎の状況と今後の見通し中「平成27年」を「令和2年」に、「1万9,607人」を「1万8,000人」に、「40年間」を「45年間」に、「6,209人」を「7,816人」に、「24.05%」を「30.28%」に、「25年間」を「30年間」に、「5,659人」を「7,266人」に、「22.40%」を「28.76%」に、「4,071人」を「4,399人」に、「67.11%」を「72.52%」に、「4,641人」を「4,771人」に、「186.46%」を「191.68%」に、「2045年」を「2050年」に、「9,848人」を「9,569人」に改め、（2）人口及び産業の推移と動向の②産業別人口の推移と動向中「平成27年」

を「令和2年」に、「8,938人」を「8,136人」に、「1.7%（153人）」を「1.8%（153人）」に、「1.9%（171人）」を「1.8%（148人）」に改め、表1—1（1）中昭和35年の欄、昭和50年の欄及び平成2年の欄を次のように改める。

一旦表を飛ばして読ませさせていただきます。

1 基本的な事項の（1）余市町の概況の表1—1（1）に次の欄を加える。

こちら2つの上下の表の改正につきましては、国勢調査における人口の推移の表に関し、もともと昭和35年、昭和50年、平成2年、平成17年、平成27年の数値を昭和55年、平成2年、平成17年、平成27年、令和2年の実数値に置き換えるものであり、数値は上から人口総数、ゼロ歳から14歳人口、15歳から64歳人口、15歳から29歳人口、65歳以上人口、若年者率、高齢者率の数字となっております。

次のページをお開き願います。

1 基本的な事項の（3）余市町行財政の状況の①行財政の状況中「景気低迷による税収や地方交付税の減少など、地方財政を取り巻く状況が厳しい中」を「コロナ禍での景気低迷から急激なエネルギー価格・物価高騰など、世界経済や社会情勢を含めて地方財政を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中」に、「本町の財政状況は、過去の決算額と比較すると、昭和60年度には歳入が55億6,793万円、歳出が54億9,870万円であったが、普通建設事業費の増大等により、平成11年度には歳入が115億5,685万円、歳出が115億651万円と昭和60年度の約2.1倍となっていたが、普通建設事業費の減少に伴い、平成19年度には歳入が74億7,425万円、歳出が75億3,925万円まで減少している。直近の令和元年度は歳入が91億4,845万円、歳出が89億548万円となっている。」を「本町の財政状況は、平成19年度決算では歳入74億7,425万円に対し、歳出が75億3,925万円と歳入を上回る状況となったことから、財政再建推進プランを策定し、平成25年

度までを実施期間として財政健全化に取り組んできた。期間終了後も健全化の取り組みを継続し、平成22年度以降の各年度実質収支は概ね3億円前後で推移してきており、令和2年度では歳入が118億6,562万円、歳出が115億6,914万円となっている。」に、「23億4,930万円」を「27億3,200万円」に、「令和元年度には4億9,150万円」を「令和2年度には3億8,853万円」に、「令和元年度末には65億3,674万円」を「令和2年度末には62億7,353万円」に、「昭和50年代後半の経常収支比率は88%~90%と高い状況にあった。経常一般財源の伸びにより平成元年度には77.0%まで改善したが、その後、公債費の増加及び交付税の削減により、平成16年度以降は95%を超える状況となっている。今後も人口減少による税収や交付税の削減等が予想されるため、効率的な行財政運営が必要である。」を「平成元年度では77.0%と低い水準にあったが、その後、公債費の増加及び地方交付税の削減により、平成16年度以降は95%を超える状況が続いた。近年は既存事務事業の見直しや経費の削減、国庫補助金やふるさと応援寄附金基金等を活用した予算の効率化・重点化、コロナ禍での経常経費の縮小、普通交付税の再算定による経常一般財源の増加等により令和2年度以降は90%前後で推移しており改善の傾向にある。今後、少子高齢化や人口減少に伴い町税や交付税の減収、社会保障関連経費の増加、さらには、老朽化した公共施設の整備・再編に伴う公債費の増加等が予想されるため、引き続き効率的な行財政運営が必要である。」に、「公債費比率の状況」を「財政健全化判断比率の状況」に、「昭和60年度の公債費比率は21.1%であったが、近年は起債事業の抑制により、改善されている。実質公債費比率は、令和元年度には8.6%となっている。」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行後、平成19年度では実質公債費比率17.6%、将来負担比率194.1%であったが、財政健全化の取り組みや起債

充当事業の抑制により、令和2年度では実質公債費比率7.1%、将来負担比率47.6%と健全性を保っている。」に改め、表1—2（1）中令和元年度の欄を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、市町村の財政の状況の令和元年度数値を令和2年度数値に置き換えるものでございます。数値につきましては、表の上から歳入総額、一般財源、国庫支出金、道支出金、地方債、うち過疎対策事業債、その他、歳出総額、義務的経費、投資的経費、うち普通建設事業費、その他、過疎対策事業費、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支、財政力指数、公債費負担比率、実質公債費比率、起債制限比率、経常収支比率、将来負担比率、地方債残高の数値となっております。

本文に戻ります。

1 基本的な事項の（3）余市町行財政の状況の②施設整備水準の状況中「昭和25年に上水道事業が認可され、昭和29年に市街地の一部で給水を開始した。その後、豊浜地区、東部地区、梅川地区で簡易水道事業により給水を行っていたが、平成22年に上水道事業に一本化されている。令和元年度末の普及率は98.2%となっている。」を「令和2年度末の普及率は98.4%となっている。」に、「余市町の令和元年度末の水洗化率は74.2%となっており、下水道については下水道普及率が81.1%、水洗化率が90.6%となっている。」を「本町の令和2年度末の水洗化率は74.6%となっており、下水道普及率は81.2%となっている。」に、「令和2年9月1日」を「令和7年9月1日」に、「15か所」を「14か所」に、「令和3年5月1日」を「令和6年5月1日」に改め、表1—2（2）中令和元年度末の欄を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、主要公共施設等の整備の状況の表の令和元年度の数値を令和2年度数値に置き換えるものでございます。この数値につきましては、数字が入っているところを上

から順番に市町村道改良率、舗装率、農道延長、単位メートル、林道延長、単位メートル、水道普及率、水洗化率、人口1,000人当たり病院、診療所の病床数となっています。

本文に戻ります。

1 基本的な事項の(5)地域の持続的発展のための基本目標中「2015年から2045年」を「2020年から2050年」に改め、(7)計画期間中「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和13年3月31日まで」に改める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の(1)現況と問題点の地域間交流中「国外では」及び「余市町国際交流推進協議会を設立したほか、外国語教育の振興を図るため、」を削り、(2)その対策中「3,750人」を「3,500人」に改め、(3)計画で「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改める。

3 産業の振興の(1)現況と問題点の①農林業の表を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、農家数及び経営耕地面積の推移の表を農林業センサスの直近の4年分数値に全部改正するものでございます。

本文に戻ります。次のページをお開きください。

3 産業の振興の(1)現況と問題点の②水産業の表を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、魚種別漁獲高の推移を直近の5年の数値に全部改正するものでございます。

本文に戻ります。

3 産業の振興の(1)現況と問題点の④商工業中「平成28年6月1日現在、204の事業所があり、従業者数1,455人、年間商品販売額は約320億円」を「令和3年6月1日現在、185の事業所があり、従業者数1,324人、年間商品販売額は約300億円」に改め、商業の概況の表中平成16年(15年分)の欄を削り、同表に次の欄を加える。

こちらの表改正につきましては、表中の平成16年の商業統計調査の数値を削り、令和3年度経済センサスの数値を加えるもので、数値は上から卸売業商店数、従業員数、年間販売額、単位100万円、小売業商店数、従業員数、年間販売額、単位100万円、合計商店数、従業員数、年間商品販売額、単位100万円となっています。

本文に戻ります。

3 産業の振興の(1)現況と問題点の④商工業の商業の概況の表中「平成16年～26年」を「平成19年～26年」に、「平成24年、平成28年」を「平成24年、平成28年、令和3年」に改め、工業の概況の表を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、工業の概況について直近5年間の数値に全部改正するものでございます。

本文に戻ります。

3 産業の振興の(1)現況と問題点の⑤観光及びレクリエーション中「令和元年度には113万人」を「令和6年度には105万人」に改め、観光入り込み数の推移の表を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、観光入り込み数の推移について直近5年間の数値に全部改正するものでございます。

本文に戻ります。

3 産業の振興の(2)その対策中「新規雇用者数15名、町内ワイン用ぶどう生産者の増加8件」を「町内の創業・企業数40件」に、「Yes! Clean」の表示やエコファーマーの拡大など、環境と調和した農業を推進する。」を「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動を推進する。」に改め、(3)計画で「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改め、表2産業振興の部(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業の款農業経営基盤整備事業の項中「基盤整備」を「総合対策」に、「果樹の新植・改植」を「流行する病害対策」

に改め、同部（10）過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化の款新卒者就職支援・緊急雇用資金事業の項を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、新卒者就職支援・緊急雇用資金事業を新たに雇用対策事業として名称、内容を変更するものでございます。

本文に戻ります。

3 産業の振興の（3）計画の表2 産業振興の部（10）過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化の款中労働者生活安定対策事業の項を削り、同部（10）過疎地域持続的発展特別事業 観光の款余市観光協会補助金の項中「余市観光協会補助金」を「余市町観光振興事業補助金」に改め、同款体験型観光資源発掘事業の項を削る。

3 産業の振興の（4）産業振興促進事項の①産業振興促進区域及び振興すべき業種中「製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業」を「日本標準産業分類における「製造業」、「情報通信業」のうち「情報サービス業」、「卸売業、小売業」のうち「飲食料品卸売業」及び「飲食料品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」のうち「宿泊業」。また、生産者自らが販売等を行う「農林水産物等販売業」。」に、「令和3年4月1日～令和8年3月31日」を「令和8年4月1日～令和13年3月31日」に改める。

4 地域における情報化の（1）現況と問題点中「町内における高速通信網の整備に関して、平成18年度に市街地東部地域に加入者系光ファイバー網が構築され、平成23年度には市街地西部地域などにも拡大され、超高速ブロードバンド化が図られた。今後は、町内全域への超高速ブロードバンド化への取組が必要となっている。」を「町内における高速通信網の整備については、平成18年度に市街地東部地域において民間事業者により光ファイバー網が構築され、平成23年度には同じく民間事業者によって市街地西部地域などへ整備範囲が拡大され、超高速ブロードバンド環境の整備が

進められた。さらに、令和3年度には高度無線環境整備推進事業として電話回線が敷設されている町内全域の光ファイバーの整備を実施した。この結果、町内居住区域における高速通信網の整備は概ね完了したが、今後は整備対象地域の拡大や次世代通信技術の導入動向等に注視し、必要に応じて対応を検討していく。」に改め、（3）計画中「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の（1）現況と問題点の①道路の表を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、道路の現況に関する表を全部改正するものでございます。

本文に戻ります。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の（1）現況と問題点の②交通確保対策中「そのほか」を「町が実施する郊外デマンド交通、そのほか」に改め、（2）その対策中「の利用者20%増加」を「及び郊外デマンド交通の収支率向上」に改め、（3）計画中「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改め、表4 交通施設の整備、交通手段の確保の部（9）過疎地域持続的発展特別事業 公共交通の款町内交通確保対策事業の項中「確保」を「確保維持」に、「町内交通確保のため、事業者等への助成・負担」を「町内公共交通の運行及び交通事業者等への助成・負担」に改め、同款後志地域生活交通確保対策事業の項中「確保」を「確保維持」に、「事業者等」を「交通事業者等」に、「交通手段の確保により住環境を整備することで」を「交通環境の充実により」に改め、同款地域公共交通網形成事業の項中「地域公共交通網形成事業」を「地域公共交通事業」に、「公共交通空白地等の解消を含め、安全・安心な地域の公共交通網形成に向けた取組を実施」を「地域の公共交通の活性化や再生に向けた取組を実施」に、「交通手段の確保により住環境を整備することで」を「交通環境の充実により」

に改める。

6 生活環境の整備の(1) 現況と問題点の①水道施設中「令和元年度末の普及率は98.2%」を「令和2年度末の普及率は98.4%」に、「整備された水道施設」を「水道施設」に、「さらには人口減少が進む中で」を「人口減少や施設の耐震化など」に、「平成23年度に「余市町水道ビジョン」」を「「余市町新水道ビジョン」」に、「平成26年度末の給水人口は白岩町地区が23人」を「令和2年度末の給水人口は白岩町地区が24人」に改め、②下水道処理施設中「昨今の生活水準の向上や、快適な住環境整備が求められる中、」を「下水道については」に、「供用開始を行いその後、山田中継ポンプ場、浜中中継ポンプ場、沢町中継ポンプ場ほか7箇所の中継ポンプ所を整備、順次供用開始」を「供用を開始した。その後10箇所のポンプ施設を整備、順次供用を開始し、令和7年4月からは新たにし尿等処理の広域化事業を開始」に、「令和元年度」を「令和2年度」に、「81.1%、水洗化率は90.6%」を「81.2%」に、「今後は少子高齢化や人口減少、節水型社会への移行等の社会的要因を踏まえ、着実な整備を進める必要がある。」を「人口減少や節水型社会への移行、施設の耐震化など、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。」に改め、「平成23年度に」を削り、「各ポンプ場」を「各ポンプ場等」に、「電気設備施設があるため、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、平成24年度に「余市町公共下水道事業長寿命化計画」、平成29年度には」を「電気設備があるため、事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図る」に改め、③廃棄物処理施設中「拡張整備を計画的に進める必要がある。」を「増設整備を引き続き実施する。」に、「行っているが、し尿処理施設は、建設後40年以上が経過していることから

老朽化が進んでおり、下水道広域化推進総合事業により令和7年度から余市下水処理場での処理に移行すべく、準備を進めている。」を「行っていたが、令和7年度から余市下水処理場での処理に移行しており、し尿受け入れ施設の適正な運用に努め、旧し尿処理施設の解体を進める。」に改め、④火葬場中「進んでおり、これまで施設整備の改修等を行ってきたが、」を「進み、維持管理、補修を行ってきたが、施設の安全な運用のため火葬場建替整備を計画的に進める必要がある。」に改め、⑥住宅中「経過した住宅が大半を占め、」を「経過し」に、「住宅も」を「住宅が」に、「みられることから、」を「みられる。人口減少が進む中で」に、「維持管理」を「適切な維持管理」に、「大規模修繕や建替え事業も視野に入れた住宅改善事業の計画的な促進」を「長寿命化改善事業と併せて用途廃止に取り組み計画的な住宅の集約化事業促進」に、「整備に伴う」を「供用開始に伴い、今後、」に改め、⑦防災中「北海道胆振東部地震」を「北海道胆振東部地震、令和6年能登半島地震など」に改め、(2) その対策中サをシとし、コ中「北海道胆振東部地震」を「北海道胆振東部地震、令和6年能登半島地震など」に改め、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウ中「下水道未普及地域と水洗化の普及・推進と」を「下水道施設の適正な維持管理、」に、「各ポンプ場の設備更新について、計画的な整備」を「各ポンプ場等の計画的な設備更新や耐震化に取り組み、安定した下水道機能の維持」に改め、ウをエとし、イの次に次のウを加える。

ウ 施設能力・規模の適正化を図りながら、老朽化する水道施設の計画的な更新や耐震化に取り組み、安定供給の確保に努める。

6 生活環境の整備の(2) その対策のイを次のように改める。

イ 安全な水道水を将来にわたって持続的に供

給するため、水源の保全と水質の維持に努める。

6 生活環境の整備の(3)計画「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改め、表5 生活環境の整備の部(1)水道施設の款の次に次の款を加える。

こちらの表改正につきましては、下水道処理施設ということで、管渠施設整備事業、ポンプ場施設整備事業、処理場施設整備事業の3つの事業を追加し、過疎対策事業債の適用ができるようになるものがございます。

本文に戻ります。

6 生活環境の整備の(3)計画の表5 生活環境の整備の部(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設の款一般廃棄物第三期最終処分場整備事業の項中「第三期最終処分場」を「第二期最終処分場増設」に改める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(1)現況と問題点の①高齢者福祉中「令和3年3月末現在40.7%」を「令和7年3月末現在41.0%」に、「令和3年3月末現在24.4%」を「令和7年3月末現在23.9%」に改め、②児童福祉中「支援していかなければならない。」の次に「また、共働きの増加や就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化が進んでいることや、就労人口の減少、特に保育人材の確保が困難になっていることに伴う待機児童の増加に加え、町内の公立保育所の施設老朽化等の課題が顕在化しており、乳幼児期における切れ目ない教育・保育のためには、将来を見据えた保育環境の整備が必要となる。」を加え、「産み育てることができる」を「産み育てることができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つための」に改め、(3)計画「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改め、表6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部(2)認定こども園の款を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、保育所という

ことで、公立保育所統廃合事業、施設・設備整備事業の2つの事業を追加し、新たに過疎対策事業債を適用できるようにするものがございます。

本文に戻ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画の表6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉の款子ども・子育て対策事業の項中「実施」を「実施・拡充」に、「産み育てることができる」を「産み育てることができ、子どもたちが心身ともに健やかに育つための」に改め、同項の次に次の2項を加える。

こちらの表改正につきましては、児童福祉ということで、就学前教育・保育等に係る子育て世帯の経済的支援事業、待機児童対策・保育人材確保事業の2つの事業を追加し、過疎対策事業債を適用できるようにするものがございます。

本文に戻ります。次のページをお開きください。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画の表6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくりの款保健推進委員会活動事業の項中「52人」を「54人」に改め、同款中食生活改善推進員活動支援の項を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、健康づくりということで、中学生以下インフルエンザ予防接種、がん精密検診事業の2つを新たに追加し、過疎対策事業債を適用できるようにするものがございます。

本文に戻ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(3)計画の表6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部(8)過疎地域持続的発展特別事業 その他の款子育て支援医療助成事業の項中「子育て支

援医療」を「子ども医療費」に、「小学生の通院、中学生の入退院に対し医療費の助成」を「18歳到達以後最初の年度末までの医療費（保険適用分）の全額助成」に改め、同款福祉灯油助成事業の項の次に次の1項を加える。

こちらの表改正につきましては、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のその他ということで、子育て応援金（出産祝い金）事業を追加し、過疎対策事業債を適用できるようにするものでございます。

本文に戻ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（3）計画の表6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の部（8）過疎地域持続的発展特別事業 その他の款に次の2項を加える。

こちらの表改正につきましては、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のその他ということで、胎児精密超音波検査事業、和痛（無痛）分娩費助成事業の2つの事業を追加し、過疎対策事業債を適用できるようにするものでございます。

次のページをお開きください。本文に戻ります。

8 医療の確保の（1）現況と問題点中「令和3年」を「令和7年」に、「15か所」を「14か所」に、「医療費の一部助成等」を「医療費助成等」に改め、（3）計画中「令和3年度～令和7年度」を「令和8年度～令和12年度」に改め、表7 医療の確保の部（3）過疎地域持続的発展特別事業

民間病院の款中余市協会病院建設補助事業の項を削る。

9 教育の振興の（1）現況と問題点の①学校教育の【小学校及び中学校】中「小学校については」を「町内の小学校については」に、「令和3年5月1日現在、町内の」を「令和7年5月1日現在、」に、「696名」を「620名」に、「134名」を「116名」に改め、「大変」を削り、「12名、栄

小学校は平成28年3月末で閉校」を「22名」に、「令和3年5月1日現在の総生徒数は411名」を「令和7年5月1日現在の総生徒数は353名」に、「39名」を「62名」に、「より計画的」を「より計画的・効率的」に、「また、本町でも少子高齢化、人口減少が深刻化することが見えている中で、安心・安全な教育を提供するために、計画的・効率的な施設運用が課題となっている。当初令和5年度に達成するとされている端末整備を前倒し、「1人1台」端末を実現することができた。家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール」構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現していく。」を「そのため、人口減少が深刻化し、厳しい財政状況が見込まれる中で、令和5年度に策定された「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、統合により標準規模の学校をつくることで、安心・安全な教育環境の整備に取り組む必要がある。また、「GIGAスクール構想」の更なる推進により、学校におけるICT環境の改善を進め、個別最適化された学びと共同的な学びを実現するとともに、地域や家庭の環境に左右されることのないよう「誰一人取り残されない学びの保障」や、校務DXの推進により「学校における働き方改革」を実現していく。」に、「令和3年4月現在」を「令和7年4月現在」に、「児童11名と生徒4名」を「児童15名と生徒5名」に、「児童5名」を「児童2名」に改め、表7-1を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、小学校・中学校の現況の表を令和3年5月1日現在から令和7年5月1日現在に全部改正するものでございます。

次のページをお開き願います。本文に戻ります。

9 教育の振興の（1）現況と問題点の②社会

教育、生涯学習及びスポーツ活動の【社会教育】中「、相談体制の充実」を削り、「また」を「また、」に、「行ってきた」を「行き、更に電子図書館を導入している」に、「ホームページ」を「ホームページ、SNS」に改め、（２）その対策中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スを削り、セをシとし、ソをスとし、タをセとし、チをソとし、（３）計画中「令和３年度～令和７年度」を「令和８年度～令和１２年度」に改め、表８ 教育の振興の部（３）集会施設・体育施設等の款を次のように改める。

こちらの表改正につきましては、教育の振興における集会施設・体育施設等のその他ということで、公立学校施設整備事業を追加し、過疎対策事業債を適用できるようにするものでございます。

本文に戻ります。

９ 教育の振興の（３）計画の表８ 教育振興の部（４）過疎地域持続的発展特別事業 その他の款放課後児童対策事業の項中「児童の面倒を見られない」を「保護者が、就労等により昼間家庭において児童の監護を行うことが困難な」に改める。

１０ 集落の整備の（３）計画中「令和３年度～令和７年度」を「令和８年度～令和１２年度」に改める。

１２ 再生可能エネルギーの利用の推進の（２）その対策中「調査し、活用に向けたビジョンを策定することで、再生可能エネルギー関連施策」を「調査し策定した、余市町再生可能エネルギービジョンに基づく各種施策」に改め、（３）計画中「令和３年度～令和７年度」を「令和８年度～令和１２年度」に改める。

１３ その他地域の持続的発展に関し必要な事項中（３）を（４）とし、（２）の次に次のように加える。

こちらの改正につきましては、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ということで新たに表

を加えるものでございます。

以上、議案第16号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として計画変更に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第12、議案第17号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されま

した議案第17号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約締結事項の変更については、令和7年第4回臨時会において議案第3号として令和7年度除雪作業車等保管倉庫建設工事請負契約の締結について議決を賜っておりますが、既存倉庫解体後に解体場所直下において地質調査を実施した結果、想定外の軟弱地盤が一部で確認され、原設計における基礎形状では十分な地耐力の確保が困難であることが判明したことから、施工業者及び設計コンサルタントと協議、検討を重ねてまいりましたが、当初計画しておりました場所においては基礎形状の変更などによる対応が必要となり、施工性や工期への影響が懸念される状況であることが確認されたところでございます。このため、修正設計業務において建設場所の移転を含めた検討を行うこととし、西側において追加の地質調査を実施したところ、当該箇所において良好な地層が確認され、原設計と同様の基礎形状においても必要な地耐力を確保できることから、建設場所を変更することが有利であるとの見解で一致し、建設場所の移転に伴う構造の一部変更や建築関連手続に期間を要したため、年度内での完成が困難となることから、契約金額及び工期につきまして変更いたしたくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第17号 工事請負契約締結事項の変更について。

令和7年5月27日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求めます。

令和8年3月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締結事項の変更について。

令和7年5月27日議決の工事請負契約締結「令和7年度 除雪作業車等保管倉庫建設工事」事項

の一部を次のように変更する。

記。

第3号契約金額の部分中「一金2億471万円也」を「一金2億2,641万3,000円也」に改める。

第4号工期の部分中「至 令和8年3月27日」を「至 令和9年3月26日」に改める。

以上、議案第17号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） この除雪作業車保管倉庫というのは、説明だと今あるのを壊してその場に建てるというようなイメージで、確認のためにそこのようになっているのかご説明ください。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁いたします。

まず、当初契約におきまして既存の倉庫を解体した場所に建てる予定でございましたけれども、そちらにおきまして一部で軟弱地盤が検出されてしまいましたことから、場所を変更して強固な地盤となる西側のほうに移転して建てるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） これ今まで問題なかったのでしょうか、軟弱地盤というふうになっていますけれども。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁いたします。

既存の倉庫におきましては、過去60年程度使っておりましたが、遜色なく使えていたというふうを考えております。しかしながら、もう老朽化が進んでおりましたので、今回解体のほうを進めさせていただいたところでございますので、ご理解

のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） 今まで大丈夫だったのに軟弱地盤が発覚して建てられなくなったということは、地盤に対する負荷が今回建てるものは以前より大きいという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、既存の倉庫につきましては60年前に建てられたものでございまして、当時の基準ではそのような形だったということでございます。今回建て直す建物につきましては、現在の設計基準に基づきながら設計のほう進めてございますので、移転することによって既存の原設計のとおり建てられるというふうになってございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告ありましたように、日程第13、議案第18号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第14、議案第19号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第15、議案第20号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第13及ないし日程第15を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程になりました議案第18号ないし議案第20号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本町固定資産評価委員会委員につきましては、農業関係者、漁業関係者、商工業関係者より1名ずつ、計3名の委員を町議会の同意をいただき選任をいたしているところでございますが、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、それぞれ各団体へ後任者の推薦をお願いいたしましたところでございます。その結果、このたび農業関係者として余市郡余市町梅川町1001番地、土井大生氏を、漁業関係者として余市郡余市町富沢町9丁目30番地、篠谷誠氏を、商工業関係者として余市郡余市町黒川町9丁目61番地3、平塚和則氏の推薦をいただいたところでございます。

地方税法第423条第3項には、固定資産評価審査

委員会の委員は、当該市町村の住民、町民税の納税義務がある者、また固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町梅川町1001番地、土井大生氏、余市郡余市町富沢町9丁目30番地、篠谷誠氏、余市郡余市町黒川町9丁目61番地3、平塚和則氏を余市町固定資産評価審査委員会委員として選任同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

土井大生氏の公職等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町梅川町1001番地、昭和50年6月26日生まれでございます。職歴としましては、平成20年6月から農業に従事し、現在に至っております。公職歴としましては、令和6年7月から余市町農業協同組合理事に就任され、現在に至っております。

次に、篠谷誠氏の公職等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町富沢町9丁目30番地、昭和27年1月24日生まれでございます。職歴としましては、昭和40年から漁業に従事し、昭和43年から事業主として漁業を経営いたしております。公職歴といたしましては、平成17年6月から余市郡漁業協同組合理事、平成23年6月から余市郡漁業協同組合代表理事組合長、平成26年4月には余市町固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。

次に、平塚和則氏の公職等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町黒川町9丁目61番地3、昭和49年3月6日生まれでございます。職歴としましては、平成6年1月に株式会社平塚三郎商店に入社し、平成12年3月から同社専務取締役、平成29年6月から同社代表取締役として現在に至っております。公職歴としましては、令和元年11月から余市商工会議所常議員に就任され、現在に至っております。

以上、3名の方々について、その公職等を申し上げましたが、税務行政執行の上で固定資産評価審査委員会委員として適任であると判断いたし、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読いたします。

議案第18号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和8年3月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページ、記、住所、余市郡余市町梅川町1001番地。氏名、土井大生。生年月日、昭和50年6月26日。

議案第19号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和8年3月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページに移ってください。記、住所、余市郡余市町富沢町9丁目30番地。氏名、篠谷誠。生年月日、昭和27年1月24日。

議案第20号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和8年3月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町黒川町9丁目61番地3。氏名、平塚和則。生年月日、昭和49年3月6日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わり

ました。

一括議題の議案3件について、これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第18号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第20号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

---

○議長(藤野博三君) 日程第16、議案第21号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程になりました議案第21号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の監査委員でございます沖秀一氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、本定例会

において選任同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、地方自治法第196条第1項には、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者からこれを選任するという事になってございますので、今回議員各位のお手元に配付してございます札幌市西区西野3条4丁目11番27号、沖秀一氏を余市町監査委員として再度ご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

沖秀一氏の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、札幌市西区西野3条4丁目11番27号、生年月日は昭和26年10月12日生まれ、現在74歳でございます。職歴といたしましては、昭和47年、税務大学校を皮切りに王子税務署、足立税務署、札幌西税務署、余市税務署、札幌中税務署、網走税務署、旭川東税務署に勤務されており、その間平成7年4月に税理士免許を取得し、平成9年7月に退職、同年9月、札幌市において税理士事務所を開業し、平成15年7月に事務所を余市町入舟町に移転されております。平成26年4月1日をもって余市町監査委員に就任し、現在までご活躍いただいている方でございます。

以上、職歴等を申し上げましたが、余市町監査委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第21号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町監査委員に次の者を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和8年3月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、札幌市西区西野3条4丁目11番27号。氏名、沖秀一。生年月日、昭和26年10月12日生まれ。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

---

○議長（藤野博三君） 日程第17、議案第22号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第22号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の教育委員会教育長でございます前坂伸也

氏が3月31日をもちまして任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき本定例会において選任同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項には、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し見識を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を経て任命することになってございますので、今回議員各位のお手元に配付いたしてございます余市郡余市町黒川町16丁目10番地5、高橋伸明氏を余市町教育委員会教育長としてご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

高橋伸明氏の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、余市郡余市町黒川町16丁目10番地5で、生年月日は昭和41年7月15日生まれ、現在59歳でございます。職歴といたしましては、平成2年4月に余市町役場に奉職、平成4年8月からは総務部企画課広報統計係、平成6年4月からは総務部税務課納税係、平成9年4月からは総務部企画財政課財政係、平成13年5月からは総務部財政課財政係長、平成19年10月からは民生部保険課医療係長、平成26年4月からは総務部財政課主幹兼財政係長、平成27年4月からは総務部財政課主幹、平成29年4月からは総務部財政課長、令和4年4月からは総務部長を歴任され、現在までご活躍いただいている方でございます。

職歴等を申し述べましたが、高橋伸明氏が余市町教育委員会教育長として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第22号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月18日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町黒川町16丁目10番地5。氏名、高橋伸明。生年月日、昭和41年7月15日生まれ。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

---

再開 午後 2時09分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第18、決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○11番（茅根英昭君） ただいま上程されました決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議につきましては、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月18日提出、提出者、余市町議会議員、茅根英昭。賛成者、余市町議会議員、寺田進、同、山本正行、同、佐藤剛司、同じく内海富美子、同じく川内谷幸恵、同じく土屋美奈子。

余市町議会議長、藤野博三殿。

広報広聴特別委員会設置に関する決議。

1. 本議会に7人の委員をもって構成する広報広聴特別委員会を設置する。

2. 本委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- ① 議会だよりの編集・発行に関すること
- ② 議会ホームページの運営に関すること
- ③ 議会報告会及び議会懇談会の企画及び運営等に関すること

④ その他議会の広報及び広聴に関する調査・研究に関すること

3. 本委員会は、各常任委員会の所管に係する事務について連絡調整を行う。

4. 本委員会は、閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置するものとする。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

この特別委員会を設置するに至った経緯をご説明ください。

それと、無会派は参加できるのか。

それと、特別委員会設置は定例会以降と聞いていたが、急に決まった理由は何かご説明ください。

以上3点です。

○11番（茅根英昭君） まずは、各代表者会議において全会一致にて設置する旨が確認され、その設置に関わる詳細については議会運営委員会において協議を行うように依頼があり、議会運営委員会においてその旨協議を行ってきたところですが、協議が調いましたので、議長に報告の上、各会派代表者会議において設置のための決議案の提出について全会一致で確認がなされたので、議会運営委員会において提出に至った次第でございます。

（「議事進行」の声あり）

○議長（藤野博三君） まだ無会派は参加できないのか等の質疑がありますので、それについての答弁もお願いいたします。

○11番（茅根英昭君） 会派代表者会議において各会派における委員の設置について協議を行いました。

（「議事進行」の声あり）

○議長（藤野博三君） 11番、茅根議員に申し上げます。

無会派が参加できるのかできないのかという質疑でありますので、その協議の中でどのような話し合いが行われたか答弁いただければと思います。

○11番（茅根英昭君） 余市町議会における会派制度において会派の各会派代表者会議における決定で決定させていただいております。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） だから、で

きるかできないか聞いているので。

○11番（茅根英昭君） 無会派はできません。

（「議事進行」の声あり）

○議長（藤野博三君） 13番、ジャストミートあたる議員、3つ目の質疑をもう一度お願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 特別委員会、私聞いていたのは今定例会以降と聞いていたのですが、詳しく言うと、昨日議長に今定例会では決まらないというふうに聞いていたのですが、今日急に決まったもので、こういうふうに急いだ理由は何かということですか。

○11番（茅根英昭君） 過去において様々な広報広聴委員会設置に関する議論が今までも数十年にわたり議論されてまいりました。町民における開かれた議会を行うに当たって、やはり広報広聴委員会が特別委員会として立ち上がるのがベストだということの議論がなされ、現在に至っております。

○13番（ジャストミートあたる君） 的を射ない答えなのですが、設置するに至った経緯は全会一致で会派会議で決まった、これ設置しようと思った発端となった原因というか、なぜ特別委員会を設置しよう、分けようと思ったのかという大本と、いまいち何で急いだかという急いだ理由が今ちょっと見受けられなかったもので、もう一度丁寧にお答えください。

○11番（茅根英昭君） 丁寧にお答えくださいという言葉はありましたが、私も議員になる前からの歴代の資料を基に各会派で協議をしながら、長年にわたる議会運営委員会を経て広報広聴委員会、今定例会で設置議決しないと定例会後に開催できないというような理由もそうですし、広報広聴委員会は今の余市町議会において私も先ほど発言したように議会だよりの編集、発行においてもホームページ運営上においても様々な新しい懇談会、どこでも町議会を開催しているに当たって特

別委員会を設置したほうが良いということで各会派代表者会議、また議会運営委員会で協議をして決定したものでございます。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 1点目のこれ自体を設置するに大本の発端となった部分の説明がないのです。ちゃんと聞いてください。

○11番（茅根英昭君） 大本のということは、議長の諮問があつて議会会派代表者会議において議論がなされ、議会運営委員会でも議論をし、広報広聴委員会が特別委員会として運営をされるのがベストだということで議論をした結果でございます。

○議長（藤野博三君） 今度3回目になります。

○13番（ジャストミートあたる君） 無会派が参加できない理由は何でしょう。

○11番（茅根英昭君） 余市町議会会派代表者会議を踏まえて会派制度で行っている、今のこの条例等で行っておりますので、そのような会派制度の考えの下、行っております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

次に、決議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 本件、広報広聴特別委員会設置案に反対の立場から討論いたします。



として調査の上、確認してあたる議員のほうにお知らせしたいと思っております。

(「議事進行」の声あり)

○9番(土屋美奈子君) 休憩を取ってやっていただきたい。大きな誤解が、たくさんの議員も間違っていたことがあって誤解させたということが何回か重なってこういう事態になっている。議会だよりというのは、総務でやるのです。もともとそこで作ったものだから、・・・・・・・・・・・・・ののです。だから、・・・・・・・・・・・・・という事実はないし、それを発信しているし、そして委員会でもない、本会議でもない、プライベートなことを個人の名前を使って発信している、それを・・・・・・・・・・・・・なんていうことを今言っている、これは懲罰に値するくらいの発言でございましょう。だから、今休憩を取って精査してください。

○議長(藤野博三君) 今土屋議員から議事進行ありましたので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

---

再開 午後 4時50分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ本日の会議時間を延長いたします。  
議事の取扱い上、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

---

再開 午後 8時10分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事進行に関して私から発言をいたします。13番、ジャストミートあたる議員の日程第18、決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議への討論について不穏当な発言がありましたので、後刻記録を精査し、措置いたします。

なお、13番、ジャストミートあたる議員に申し

上げます。議会の品位を汚し、その権威を失墜するような言動、また議会の秩序を乱し、円滑な運用を阻害するような言動は十分懲罰の理由に該当しますので、発言には十分注意をお願いいたします。

次に、賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

他に討論ありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、決議案第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました広報広聴特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

広報広聴特別委員会委員に、尾森加奈恵議員、内海富美子議員、土屋美奈子議員、寺田進議員、佐藤剛司議員、川内谷幸恵議員、中井寿夫議員、以上7名の議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、この採決は起立により行います。

議員7名の指名にご賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、ただいま指名いたしました7名の議員

を広報広聴特別委員会委員に選任することに決しました。

議事の取扱い上、暫時休憩いたします。

休憩 午後 8時13分

---

再開 午後 8時23分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（藤野博三君） この際、諸般の報告をいたします。

先ほど設置されました特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選が行われました。その結果報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

広報広聴特別委員会委員長、土屋美奈子議員、副委員長、佐藤剛司議員、以上のとおり選任されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（藤野博三君） 日程第19、意見案第1号 大規模な再生可能エネルギー発電事業の適正導入と、許認可手続において地域意見を反映することを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明及び委員会付託を省略することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、意見案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 本案に賛成の立場から討論いたします。

私は、再生可能エネルギーは否定する立場ではありません。むしろエネルギーの地産地消、そして脱炭素社会の実現に向けた取組は、余市町にとっても重要な政策課題であると認識しております。しかし、その導入の在り方については、一線を引く必要があります。余市町の山林における大規模風力発電やメガソーラーの開発については、私は今のところ反対の立場を取るつもりであります。森林伐採に伴う土砂災害リスク、流域環境への影響、景観の破壊、低周波といった生活環境への影響など、地域の自然と人に対する影響が大きいためです。再生可能エネルギーであってもその導入が地域の安全や自然環境を壊すものであれば、それは本末転倒、一方で私は再生可能エネルギーの中でも地域と調和できる技術については積極的に推進すべきと考えています。それは、建物と一体化する形で導入可能なペロブスカイト太陽電池であります。この技術は、既存の建築物の屋根や外壁と調和し、森林伐採や大規模な土地改変を行わずに導入が可能であり、地域景観を損なうことなくエネルギーの地産地消を実現し得るものであります。まさに開発か環境かという対立を乗り越え、共生を具体化する技術であります。

本意見書案は、こうした観点からも極めて重要、無秩序な大規模開発を抑制し、事業者責任の明確化を求めるものであり、地域の再生可能エネルギーの健全な関係を築くための基盤となるものであります。特に撤去費用の担保義務化といった点は、余市町のような自然環境と共存する地域において不可欠な視点であります。本案は、単に再生可能エネルギーの導入を抑制するものではなく、地域





続審査調査に付することに決しました。

---

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和8年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 8時46分

上記会議録は、中山書記・寒河江書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            7番    藤    野    博    三

余市町議会議員           2番    尾    森    加 奈 恵

余市町議会議員           4番    佐    藤    剛    司

余市町議会議員           5番    内    海    富 美 子